

平塚市教育委員会令和6年11月定例会会議録

開会の日時

令和6年11月15日（金）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 菅野 和恵 委員 大野 かおり
委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課中学校給食推進担当長	諸星 薫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課学務担当長	柳泉 玲子
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和6年11月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和6年10月定例会の会議録の承認をお願いします。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和6年10月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)冬季休業中の教職員の服務等について

【報告】

○吉野教育長

12月25日からの冬季休業を控え、教職員の服務の徹底について、学校長へ通知することを報告するものである。

詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

資料「冬季休業中の教職員の服務等について」を参照いただきたい。

本件は11月20日の定例校長会で校長へ説明させていただき、通知する予定である。

内容としては、「信用失墜につながる行為を慎むこと」、「時節柄、飲酒の機会も増えることかと思えるので、飲酒運転、酒気帯び運転を絶対にしないこと」等の指導をお願いする予定である。また、例年この時期に、年末のあわただしさの中で、通勤途中や休業中の交通事故、違反の事案も起こりがちなので、安全運転の徹底についても、改めて指導をお願いする。

一方で、冬季休業中は多忙な日常を離れ、課業期間中よりも多少はリフレッシュの時間も取りやすい時期かと思うので、職員のみならず、校長先生方自身も、日頃の疲れをとっていただきたい旨の話もさせていただく。

【質疑】

なし

(2)令和5年度「児童・生徒指導上の諸課題の状況」について

【報告】

○吉野教育長

神奈川県調査をもとに本市の状況をまとめた内容を報告するものである。

詳細は、教育指導課長から報告する。

○教育指導課長

令和5年度「児童・生徒指導上の諸課題の状況」について、資料に沿って説明する。

表紙に記載があるように、この資料は、令和5年度の「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」をもとに、平塚市内の状況を教育指導課でまとめたものである。

資料1 ページから10 ページは平塚市のまとめ、11 ページから17 ページは文部科学省のまとめた全国の調査結果概要、18 ページから27 ページは神奈川県教育委員会のまとめた県の調査結果概要になる。

平塚市の状況だが、今回の調査では、小中学校の暴力行為の発生総件数、中学校のいじめの総認知件数は増加、小中学校の不登校児童生徒の出現率が高まったことが、傾向としてみられた。

1 ページの上の表、小学校の暴力行為の状況について、項目欄の上から2行目は、発生総件数である。令和4年度に比べて114件増加し、279件となっている。内訳をみると①対教師暴力は39件増、②児童間暴力は84件増、③対人暴力は1件減、④器物損壊は8件減と対教師暴力となっており、児童間暴力が令和4年度に比べ増加している。①対教師暴力については、加害者数が13人で、発生件数が96件であることから、暴力行為は同じ児童が複数回行っていることが分かる。

対教師暴力については、教師が指導した際に反発したり、制止しようとした教師の手を振り払ったりする等、結果として暴力行為となるケースが多くなっている。

中学校の表の項目欄、上から2行目だが、中学校においては発生総件数107件で、令和4年度に比べ53件の増加である。

生徒間暴力は26件増加、器物損壊は27件増、対教師暴力、対人暴力の発生件数は令和4年度と比較して増減はない。

暴力行為に至ってしまった児童生徒には、毅然とした対応をしていくとともに、児童生徒がその行為に至るまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で表現できるように支援する等、児童生徒の心に寄り添った関わりを進めていくよう学校にはたらきかけていく。

さらに、当該児童生徒が抱えるそれぞれの課題に応じた、様々な視点からの指導・支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関、あるいは必要に応じて、地域の少年補導員などとも連携を図りながら対応していただくよう呼び掛けていく。

次に2ページだが、平塚市のいじめの認知件数について、小学校は令和3年度以降増加が続いていたが、令和5年度の総認知件数は3,022件となり、令和4年度から86件減少している。中学校は令和4年度の368件から38件増加の406件となった。

市、県、全国において、小中学校のいじめの認知件数は年々増加している。これは、アンケートや教育相談の充実などにより、児童生徒に対する見取りが細部まで行き届いていること、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられる。また、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどもあり、いじめの認知件数が増加したと捉えている。また、各学校においては、細かな事案まであげていただいていると感じている。今後もいじめの積極的な認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前の未然防止を呼び掛けていく。

なお、最もいじめの多い学年は、昨年度に引き続き、小学校が3年生、中学校が1年生であった。また、小学校1年生の認知件数が大幅に増えていることも特徴的だと捉えている。

次に3ページだが、いじめ発見のきっかけとして、小学校、中学校ともに、「アンケート調査など学校の取組みにより発見」が一番多くなっており、次いで小学校、中学校ともに「本人からの訴え」が多くなっている。

特に、小学校における「本人からの訴え」の件数は、令和4年度の133件から、582件へ大幅に増えており、嫌なことがあったらまずは周囲の大人に相談するという認識が高まっていると考えられる。また、「当該児童生徒の保護者からの訴え」も増加しており、学校と家庭が連携して児童生徒を見守ることが、いじめの早期発見、早期対応へつながると考えられる。大人の気付きだけでなく、児童生徒がいじめの傍観者とならないために、道徳科や児童生徒会活動等を通じて、規範意識を育てるとともに、豊かな人間関係づくりの視点から、指導を行うよう学校に働きかけていく。

中段の表、いじめられた児童生徒の相談の状況は、誰にも相談していない児童が1名、生徒が4名いた。また、学級担任に相談している児童生徒数が顕著に多い状況ではあるが、「学級担任以外の教職員に相談」「養護教諭に相談」「スクールカウンセラー等の相談員に相談」は、いじめ総件数の割に少なく、「保護者や家族等に相談」が減少している状況が見られる。引き続き、SOSの出し方教育の実施等、相談しやすい環境をつくっていくとともに、困り感を訴えることが難しい児童生徒を早期に発見できるよう、教職員一人一人がいじめに対する感度を高めることや組織的に対応するよう呼び掛けていく。また、平塚市子ども相談フォームや、子どもサポートドックの活用も引き続き呼び掛けていく。

下段、いじめの態様については、冷やかしやからかい等が、令和4年度に続き、小中ともに高い値を示している。

小学校、中学校ともに「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が増加していることから、SNSやオンラインゲーム等の普及により、子ども同士のトラブルがオンライン上でも発生していることが考えられる。

SNSや携帯電話等の使い方については、少年補導員連絡会作成のDVDやケータイ電話教室等を活用していただいたり、日頃から先生方がSNS上のいじめやトラブルに対してのアンテナをはっていただいたりしながら指導いただいているところであるが、引き続き、各教科等の学習に関連付けて、情報モラルやICT機器を正しく使うスキル等の指導について、より一層充実させる必要性を感じているところである。

当課としても、担当者会や研究会等を通して研修や情報提供を行っていきたいと考えている。

次に4ページだが、下段にいじめの解消の状況が示されており、小学校は令和4年度の73.6%から81.1%と認知されたいじめの解消した割合が増加、中学校でも令和4年度の74.5%から78.6%と増加している。

なお、令和6年7月の県の短期調査における追跡調査では、小学校で97.7%、中学校で98.0%のいじめが解消されていた。いじめの解消については、少なくとも3か月いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないこととする国の定義が根付いてきており、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを行っ

ている成果だと捉えているが、引き続き、いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうるという基本的な考えに立ち、積極的な認知による早期発見と、教職員の組織的な指導・支援による早期対応を目指していくよう 学校に呼び掛けていく。

次に5ページだが、中段は学校におけるいじめの問題に対する日常の取組、下段は実態把握のための方法についてとなる。

教職員間でいじめ問題に対する共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりするとともに、スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図る等、引き続き取り組んでいくとともに、教育委員会としても必要に応じて学校を支援していく。

次に6ページは、「令和5年度の長期欠席児童・生徒について」である。一番上の表だが、令和5年度の小学校の長期欠席児童数は542人で、全在籍児童数が減少している中、令和4年度から159名増加し、出現率は1.39%増加している。中学校は、599人で令和4年度に比べ、83名増加し、出現率は1.57%増加している。

左下の表「ウ 不登校」の部分だが、小学校では令和5年度の不登校児童数は253人、出現率2.15%。中学校は406人、出現率6.65%で、どちらも前年度より増加している。

次に7ページだが、ここでは、平塚市、神奈川県、全国の不登校児童生徒の出現率の比較を示しており、左寄りの数値が平塚市の数値となっている。平塚市の数値を年度ごとに見ていくと、平成28年度から、小中学校ともに増加し、前年度を上回る結果となっている。神奈川県も平成28年度から、全国では平成25年度から増加している。

なお、令和5年度の、小学校の不登校出現率は、県と比べて0.08%低く、全国と比べ0.01%高くなっている。また、中学校の不登校出現率は、県と比べて0.38%、全国と比べ0.06%低くなっている。全国や県と比較し、出現率は同程度であると言える。

次に8ページは、令和3、4年度の「不登校の要因」に関する結果である。令和5年度から調査の質問項目が変わり、「不登校児童生徒について把握した事実」となった。結果は9ページに掲載している。令和4年度までは不登校の児童生徒につき1つを選択することになっていたが、令和5年度調査では学校が把握した事実について複数選択する形になった。

小学校では、令和5年度は⑨「生活リズムの不調に関する相談があった」が28.5%と最も多く、次いで⑩「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」27.7%「不安・抑うつ」の相談があった。」27.3%となっている。

中学校でも、⑨「生活リズムの不調に関する相談があった」が25.9%で最も多く、「不安・抑うつ」の相談があった。」24.1%「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」20.9%となっている。

調査の質問項目が変わったことで昨年度との比較は一概にできないが、不登校の要因は一人一人様々であること、また要因も一つではなく複合的であると考えられる。

不登校は環境によっては誰にでも起こり得ること、多様な要因・背景によって、結果として不登校の状態になっていること、不登校自体が問題行動ではないという認識のもと、不登校の未然防止、早期発見・早期対応を含め、引き続き個に応じた対応を呼びかけていく。また、担任だけでは解決できないケースは増加の一途をたどっている。不登校の要因は様々であり、複数の要因が絡みあっていることもあるので、学校全体がチームとして対応することは勿論のこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門

家、こども家庭課、子ども教育相談センターや児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関と積極的に連携し、多くの目で見守り、継続的な支援に取り組んでいくことが重要であるとする。児童生徒、保護者の思いに寄り添い、タブレット端末の活用を含めた学習保障に取り組むことも、手立てとして考えられる。

すぐに結果が出るケースは少ないかもしれないが、いくつかの学校からは、ケース会議等を含め、積極的に情報共有し、多くの目で見守り、取り組むことで、登校につながったというケースについて、報告をいただいている。

教育委員会としても、関係機関と連携し 情報収集や学校の支援を行っていく。

資料 11 ページ～17 ページは文部科学省からの調査概要、18～27 ページは神奈川県教育委員会からの調査概要になる。

【質疑】

○増井委員

暴力行為の中の対人暴力についてだが、学校における教師、児童以外の人とは、どういった人たちをカウントしているのか。

○教育指導課長

対人暴力については中学校で1件計上しているが、こちらは小学生の後をつけてランドセルを引っ張ってしまったという事案となる。学校における教師・児童以外の方は、通行人や地域の方、他校の児童生徒というようなものが計上される。

なお、対教師暴力については、教職員が対象となっており、教員だけではなく、例えば介助員などもカウントに入っている。

○増井委員

この調査は校外で発生した事案も含めているということか。

○教育指導課長

校外も含んでいる。対教師暴力や生徒間暴力については、校内で起こった事案がほとんどだと思うが、対人については校外で起きていると捉えている。

○増井委員

先ほど1人の児童が複数回暴力行為を行っているという説明があったが、同じ児童が対教師、対児童、器物損害などを複数行っているようなケースもあるのか。

○教育指導課長

学校からの報告では、やはり同じ児童によって教員や生徒に対して暴力行為が行われた事例は実際にある。

○増井委員

次に推移について伺う。令和4年度と5年度を比べると、小学校に関しては器物損害が

減っているが、中学校では増えている。令和4年度に小学校6年生で器物損害を行った児童が中学校に進学し、同様に器物損害を行ったということはあるのか。

○教育指導課長

小中学校の器物損害が同一人物により行われたかどうかは把握していない。

なお、器物損壊の内容だが、やはり苛立ちからごみ箱を蹴って壊したとか、扉や壁を蹴って壊した、ガラスを割ってしまったなど報告いただいている。

○増井委員

次に2ページのいじめに関してだが、いじめの件数を見ると、小学校1年生、2年生、3年生と数が増えていくが、4年生以降は減っていつている。

これについては、やはり先生や周りの大人たちの指導が理解できてくるのが小学校3年生か4年生くらいなのだと思います。

若い児童には伝わらないこともあるかもしれないが、先生方には諦めず頑張って指導をお願いしたい。

もう一点、いじめの認知件数についてだが、平塚市は全国・県と比べて多くなっているが、これに関してはどのように評価されているか。

私自身は、これは逆に上手く拾い上げている結果と感じている。認知できなければ対策も立てられない。できれば数字が悪くなっていると捉えずに、きめ細かく拾い続けていただきたいと思う。

○教育指導課長

総認知件数の多さについての見解だが、教員1人1人がいじめに対してアンテナを高く張り、細かな事例についても報告いただけたことのあらわれだと捉えている。

引き続き、いじめに対する感度を上げ、この子が嫌な思いをしているかもしれないというところからきちっと拾い上げ、早期対応をしていきたい。また、学校にもそのように呼びかけを行っていく。

○増井委員

資料でも加害者という言葉が使われており、暴力もいじめもやはりやった方が悪いとされるが、やった方の心の中にも思うものはあると思う。

いじめられた子、暴力を受けた子に対するフォローは是非ともやっていただきたいが、いじめた子、暴力を振るった子に対してのフォローも引き続き行っていただきたい。

○教育指導課長

加害者への指導、フォローも引き続き行っていく。また、その他の児童生徒についても、傍観者となったり、観衆となり周りで煽ったりというようないじめの構造もある。そのような子もいじめに関わっているということも含めてしっかりと指導していく必要があると考えている。

○大野委員

2点伺う。1点目は暴力行為についてだが、令和5年度は暴力行為の発生件数が、小中学校で前年度に比べて大きく増えている。特に小学校では、対教師暴力、児童間暴力ともに大きく増加しており、驚いている。

県の資料を見ると、平塚市だけではなく、神奈川県内でも小学校の暴力行為が急増していることがわかり、全国的にも同じ傾向にあるのではと思う。

暴力行為が一度起きると、学校は、暴力行為を起こした子どもへの適切な指導や保護者への対応、被害を受けた子どもの心のケアと保護者への説明、更に周りの子どもたちの安全・安心の確保など、対応や指導に苦慮されていることが想像できる。

令和5年度に限らず、同じ子どもが暴力行為を繰り返しているという話もあったが、その指導や対応により、うまく改善がなされた事例など、教育指導課で把握しているものがあれば教えてほしい。

○教育指導課長

未然防止という視点になるが、暴力行為を起こしてしまった子どもについて、予めクールダウンの仕方などを子どもと教員が共有しておくなどが挙げられる。具体的には、対象の子どもが苛立った場合は、他の部屋に行くように約束しておき、クールダウンした後は、しっかり話を聞くなど行っている事例がある。また、そういった際の保護者への引き渡しなども予め決めている事例もある。

このほか、例えば暴れた時に少年補導員の方に対応いただき、落ち着くように話を聞いていただいた事例や、専門家、スクールカウンセラー、児童相談所の方と連携し、その子の暴力行為の引き金になりそうな言葉や環境を分析していただき、それを教職員で共有をするなど行ったケースもある。

教育指導課としても、学校から報告を受ける中で、やはり学校だけで対応していくことは非常に難しいと感じている。関係機関、専門家、また保護者や地域の方と連携をしながら、組織的に対応していくことが大切だと考えている。

○大野委員

市内の好事例を多くの学校と教職員が共有することも大切だと思い、質問させていただいた。

例えばいじめについては、各校で校内のいじめ防止基本方針が定まっており、未然防止や早期発見、早期対応、校内体制等について、教職員の間で共通理解が図られているが、更にそれが、保護者や地域にも示されているかと思う。

先ほどの報告では、令和6年度前半は、いじめの解消率が大変高くなってきているとのことであり、嬉しいことだと思う。

暴力行為については、これまでいじめの認知件数ほど多くはなかったが、毎年大きく増加しており、どの学校でも今後起こり得ることかと思うので、担任の先生単独の指導ではなく、校内指導体制の整備や、外部の機関とも連携したチームとしての対応が必要になってくるものかと思う。

自分も若い頃は、校内暴力への対応は大変だったと記憶しているが、大変だった分、児

児童生徒指導に対する教員間の共通理解については自ずと学んでいたと思う。

今学校では若い教員も増えてきているので、いじめの対応と同様に、暴力行為についても、実際に暴力行為が改善してきた学校の事例等をもとにして、学校としての対応の基本的な考えや対応について、共通理解しておくことが大切だと思う。

先ほど報告もあったが、県の資料 27 ページの下段には、児童生徒の自己肯定感を高めるための関わり方が記載されている。子どもたちと関わる際に、日頃から一人一人の子どもをよく観察し、気づいたら声をかけ一緒に考えていく、これはこれまでも児童生徒指導で大切にされてきた関わり方だと考えているが、このような関わり方をすることで、暴力行為だけでなく、いじめや不登校の改善にもつながると思う。

市内の好事例として、相談支援チームや少年補導員の関わり、くれよんの巡回など様々な取組が行われていると思うが、こうした取組を共有し、学校としての体制を整えることが重要だと考えている。

2 点目だが、3 ページ上段のいじめの発見のきっかけについて、令和 4 年度と令和 5 年度を比較すると、アンケートによる発見が断然多くなっている。ただし、小学校では学級担任による発見は少なくなり、本人からの訴えが増えている傾向が見られる。先ほどの報告でも触れられていたが、子どもたちが嫌なことがあった場合に相談できる環境が整ってきているのか。例えば子ども相談フォームの活用が機能しているなど、教育指導課で分析していることがあれば教えてほしい。

○教育指導課長

本人の訴えが増加した理由だが、令和 5 年 9 月から子ども相談フォームが始まり、そこに子どもたちが投稿することをきっかけに、自分から担任に話すことができるようになったという話を実際に学校から聞いたことがある。子ども相談フォームが一定の効果を上げており、その数字が少なからず反映されているのかもしれない。

このほか、SOS の出し方に関する指導についても、学校に依頼し進めていただいている。困ったときは周りの大人に相談することの重要性について、特別活動の時間などを活用しながら、指導いただいている。こうした取組が、徐々に数字としてあらわれていることも考えられる。

○菅野委員

先ほど大野委員から、暴力行為やいじめについて、どのような対応がうまくいったのかを共有した方がよいという話があったが、これは私も重要であると思っている。

いじめの対応については、4 ページにデータとして存在しているが、対応が困難であった事例に対して、どのように対処してきたのかということがもっと明確になるとよいと思う。特に、いじめる児童生徒への特別な対応や、いじめられた児童生徒への特別な対応など、調査項目が指定されているのかもしれないが、記載された対応以外にもあるのではないかと感じている。

対処方法や取組が詳細に分かるような調査があるとよいと思うが、それを市で行うことは難しいのであれば、ほかの方法でも、対応や取組を明らかにできるとよいと思う。

いじめについて、分析結果では小学校 3 年生と中学校 1 年生が多いとのことである。こ

のような分析結果をもとに、小3と中1に集中的に対策を行うような戦略も資料には記載されているようなので、そうした情報も今後学校に伝えていただけるとよいと思う。

○小林委員

県の統計を見ると、暴力行為やいじめといった枠組みしかない。先ほど教育指導課長から、手を払ったなどの行為も暴力行為に含まれるとの話があったが、そのことについては少し違和感があった。

例えば小学校低学年の子どもが手を払う行為を行ったとして、それを暴力と言われると子どももショックを受けるのではないか。

○教育指導課長

手を払うという表現があまりよくなかったかもしれない。

この調査項目における暴力行為はかなり強いものであり、計上しているものは、手を振り払った上で、例えば殴ったり、背中の上に乗ってたたいたり、蹴ったり、かみついたりするような行為が含まれている。

なお、いじめについては、現在国でも、された相手が嫌だと思ったらそれはいじめであると定義されている。相手がどう思うのか、子どもたちの共感力や想像力などをしっかりと育てていく必要があると思っている。

(3)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第7号 令和6年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

11月26日から開会される、市議会12月定例会への令和6年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

12月補正については、人件費に係る補正予算とそれ以外の補正予算とが別の議案として提出されるが、本日の資料はその2件を合算した金額となっている。

補正予算要求額だが、歳入は8千962万円の増額を、歳出は2億502万8千円の増額を計上している。詳細については、歳入、歳出の順に説明させていただく。

はじめに、歳入だが、歳入予算要求明細について、18款 寄附金 1項 寄附金 7目

教育費寄附金 2節 教育総務費寄附金において、教育振興のための指定寄附金を10万円計上している。19款 繰入金 1項 基金繰入金 2目 公共施設整備保全基金繰入金 1節 公共施設整備保全基金繰入金において、902万円計上している。22款 市債 1項 市債 7目 教育債 2節 社会教育債において、美術館整備事業債を8千50万円計上している。

続いて歳出だが、まず人件費に係る部分を説明する。当該費目については、国家公務員に準じた給料表の改定や期末・勤勉手当の支給率の見直し等に伴い、教育委員会所属職員の人件費について、所要額を補正予算にて計上するものとなる。10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて3千463万4千円増額する。3目 学校給食費「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて1千496万2千円増額補正する。また、「3 学校給食センター運営事業」において、報酬を68万1千円減額、職員手当等を26万6千円増額補正する。4目 教育指導費の「4 幼児・児童・生徒健康管理事業」において、報酬を6万8千円、「6 教職員庶務事業」において、報酬を3万9千円、「7 サン・サンスタッフ派遣事業」において、報酬を273万3千円、「12 英語教育推進事業」において、報酬、職員手当等を合わせて19万6千円、「16 教育指導事業」において、報酬を29万7千円、6目 教育研究所費の「1 学校教育の調査・研究、研修事業」において、報酬、職員手当等を合わせて11万6千円増額補正する。8目 子ども教育相談センター費の「1 スクールカウンセラー派遣事業」において、報酬、職員手当等を合わせて118万3千円、「2 教育相談事業」において、報酬、職員手当等を合わせて101万円、「3 介助員派遣事業」において、報酬、職員手当等を合わせて36万円、「4 教育支援室事業」において、報酬、職員手当等を合わせて23万円、「5 就学相談・指導事業」において、報酬、職員手当等を合わせて11万6千円、「6 スクールソーシャルワーカー派遣事業」において、報酬、職員手当等を合わせて22万円増額補正する。2項 小学校費、1目 学校管理費だが、「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて17万1千円減額補正する。また、「2 小学校運営事業」において、報酬、職員手当等を合わせて182万1千円、「5 単独調理場運営事業」において、報酬、職員手当等を合わせて41万4千円増額補正する。3項 中学校費、1目 学校管理費だが、「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて2千501万7千円増額補正する。また、「2 中学校運営事業」において、報酬、職員手当等を合わせて190万円増額補正する。4項 幼稚園費、1目 幼稚園費だが、「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて829万4千円減額補正する。また、「2 幼稚園運営事業」において、報酬、職員手当等を合わせて48万5千円増額補正する。5項 社会教育費、1目 社会教育総務費だが、「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて2千243万4千円増額補正する。また、「10 文化財保護事業」において、報酬、職員手当等を合わせて45万7千円、2目 公民館費の「6 地区公民館管理運営事業」において、報酬、職員手当等を合わせて74万円、3目 図書館費の「2 ブックスタート事業」において、報酬、職員手当等を合わせて3万円、4目 博物館費の「4 博物館管理事業」において、報酬を2万5千円、5目 市史編さん費の「1 市史編さん事業」において、報酬、職員手当等を合わせて6

万3千円増額補正する。6目 美術館費だが、「1 魅力ある美術展覧会事業」において、報酬、職員手当等を合わせて11万6千円、「2 美術教育の普及・体験事業」において、報酬、職員手当等を合わせて105万円減額補正する。人件費関係の最後になるが、6項 保健体育費、1目 保健体育総務費の「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて1千44万7千円増額補正する。

次に、職員給与費以外の補正予算だが、10款 教育費のうち、1項 教育総務費、3目 学校給食費の「3 学校給食センター運営事業」において、PFI事業契約に基づく基準金利の確定により、支払金利が上昇したため、16節 公有財産購入費を361万9千円増額補正する。8目 子ども教育相談センター費の「4 教育支援室事業」において、教育振興のための指定寄附金を活用して、学習用大型ディスプレイを購入するため、17節 備品購入費を10万円増額補正する。5項 社会教育費、2目 公民館費の「6 地区公民館管理運営事業」において、地区公民館の空調機を修繕するため、10節 需用費のうち施設修繕料を160万6千円増額補正する。6目 美術館費の「5 美術館改修事業」において、美術館の改修に係る基本・実施設計を行うため、12節 委託料を8千952万円増額補正する。

最後に、継続費及び債務負担行為の補正だが、まず継続費補正について、美術館改修事業（設計委託）として、総額2億9千840万円を設定する。年割額は表のとおりである。

次に、債務負担行為補正だが、外国人英語指導者派遣業務委託料として令和6年度から令和7年度までを期間として、限度額6千478万3千円を設定する。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第8号 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

【報告】

○吉野教育長

平塚市立四之宮公民館の移設に伴い、規定を整備することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、中央公民館長から報告する。

○中央公民館長

本件は、平塚市立四之宮公民館の移設に伴い、規定を整備するため、市議会12月定例会に議案を提出するものである。

四之宮公民館については、現在建設工事が進められており、工事等完了後、1月上旬に

引っ越し作業を行い、令和7年1月15日からの供用開始を予定している。

移設に伴い、平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表にあるとおり、第2条第1項の表中「平塚市四之宮三丁目20番26号」を「平塚市東真土二丁目1番48号」に改めるものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)その他

なし

3 議案第23号 平塚市教育委員会の点検・評価について

【提案説明】

○吉野教育長

令和6年度平塚市教育委員会の点検・評価について、公表するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

○教育総務課長

資料の平塚市教育委員会の点検・評価報告書（案）は、平塚市教育振興基本計画の実施事業として位置づけている102の実施事業を中心に、1ページにある3名のアドバイザーから、令和5年度に実施した事業の自己点検及び成果について、助言などの意見をいただき取りまとめたものになる。

アドバイザーからの意見について、3つの基本方針ごとに総括としてまとめているので、その意見をいくつか紹介させていただく。

まず22ページだが、学びや育ちに必要な教育環境の充実をねらいとする基本方針1の取組についてのアドバイザーからの意見として、学びの連続性を意識した教育活動に向けて、教職員が授業の改善をしていく意識が大事であること、学習習慣の確立に当たり学生やボランティアなどの地域の人材を活かし、自主的な学習を促す環境を整備してもらいたいということ、食生活の乱れが懸念される中、中学校給食も始まるタイミングで、小学校から中学校を通して食育の指導の充実を図ってほしい、などの意見をいただいた。

次に32ページだが、子どもたちを支援する取組である基本方針2については、いじめ・不登校については複雑な要素が絡んでいることから、様々な機関と連携しながら進めていく必要があること、「一人一人を大切にしているよ」ということが伝わる取組を進めてほしいこと、ハード事業では今後はユニバーサルデザインの校舎が必要である、などの意見を

いただいた。

最後に、52 ページだが、社会教育に関する基本方針 3 については、平塚市は社会教育が盛んであり、大学生も力になれることがあるということ、学校も協力しながら全ての世代がふれあえるまちであること、多様化する学習ニーズに幅広く対応するためにも、文化芸術やスポーツの充実に取り組んでほしい、などの意見をいただいた。

今年度は、記載の各事業の柱となる教育振興基本計画の改訂に向けて作業を進めているところである。

点検・評価報告書は、本日了承いただいた後に、12 月議会の初日である 11 月 26 日に議員へ配布させていただき、その後、記者発表、ホームページでの公表、公民館などで閲覧開始を予定している。

【質疑】

○大野委員

基本方針 3 の「文化芸術やスポーツ活動に触れ合う環境の充実」について伺う。具体的な事業については 34 ページから 52 ページで確認できるが、今年度は自己評価と前年度比較の結果、上向き矢印の事業が多く見受けられる。施策 7 では 10 事業のうち 8 事業、施策 8 では 9 事業のうち 4 事業、施策 9 では 21 事業のうち 13 事業、施策 10 では 12 事業のうち 1 事業と、基本方針 3 の 52 事業のうち 26 事業が上向き矢印となっている。アドバイザーの意見にもあったが、平塚市では社会教育が盛んに行われており、充実している印象を改めて受けた。

ただし、33 ページの目標とする指標について、令和 5 年度の調査値と目標値を比較すると、調査値が目標値よりも低くなっている部分もある。これだけを見ると、基本方針 3 の目標達成にはまだまだ時間がかかると感じた。施策に書かれている方向性に対しては、各事業の自己評価と前年度比較が非常に充実しているので、実際の事業の充実と目標指標の調査値がうまく整合性を持つことを期待している。

基本方針 1 や 2 に関しては、例えば指標として「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合や、トイレの洋式化率などがあるが、基本方針 3 の指標は延べ参加者数や数になる。この指標の考え方については、今すぐにではなく、将来の満足度なども考慮しながら目標を設定することも検討すべきではないかと思った。もちろん、点検評価は市の総合計画と連動しているため、ここだけで変更することは難しい部分もあると思う。

○教育総務課長

社会教育の参加人数に関しては、前年度との比較で矢印の向きを決めているが、アフターコロナの影響で、イベントなどへの参加人数が増えたため、多くが上向きになった。

基本方針 3 の目標設定に当たり、満足度などの観点については、各イベントにおいてアンケートの取り方など工夫いただいているので、そういった指標も取り入れるか検討していきたいと思う。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第24号 平塚市指定重要文化財の指定について

【提案説明】

○吉野教育長

新たに平塚市指定重要文化財を指定するものである。
詳細は、社会教育課長から説明する。

○社会教育課長

本議案は、「寺田縄日枝神社本殿 1棟 附 棟札 3枚 木札 1枚」について、平塚市指定重要文化財として、平塚市文化財保護条例第3条に基づき指定することを提案するものである。

平塚市指定重要文化財の指定は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて市民の文化の向上に資するとともに、わが国文化の進展に貢献することを目的とするもので、平塚市文化財保護条例第3条により、市内に存在する文化財のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）による指定を受けていないもので、保護の価値ある文化財と認めるものについて、平塚市指定重要文化財に指定できると、規定されている。

この文化財については、令和6年10月28日付け（6平教社第228号）にて平塚市文化財保護委員会に指定の諮問を行い、平塚市文化財保護条例第13条に基づき、平塚市文化財保護委員会から「指定について適当」との答申があったものになる。

指定理由について、寺田縄日枝神社本殿は、平塚市内に残る建立年代の明らかなものとしては最も古い神社本殿であり、平塚市内の神社建築の状況を伝える歴史資料として貴重と位置付けられるためである。なお、本殿の建立や修復の履歴を記した棟札3枚と木札1枚を、附として併せて答申を受けている。

現在は、宮司を兼務されている平塚八幡宮の所有で、地元の氏子により管理されている。普段は、覆殿の中で管理されており、外から見ることはできない。

本議案が可決された場合の今後の予定だが、平塚市文化財保護条例第7条に基づき指定の告示を行い、併せて報道発表及び市ホームページで指定の公表を行う。

その後の公開などについては、地元の氏子と相談しながら時期を見て周知の上、実施したいと考えている。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 その他

なし

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 11 月定例会は閉会する。

(15 時 12 分閉会)